

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	遠賀川における流域治水の重要性を周知する新聞広告掲載
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 牟田 弘 幸 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
契約締結日	令和 6年 5月31日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社西日本新聞広告社 福岡県福岡市中央区今泉1丁目9番14号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,300,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,300,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

契約理由書

1. 業務件名 遠賀川における流域治水の重要性を周知する新聞広告掲載

2. 履行場所 遠賀川河川事務所

3. 契約の相手方 住 所：福岡県福岡市中央区今泉 1 丁目 9 - 1 4
会社名：株式会社 西日本新聞広告社
電 話：0 9 2 - 7 1 1 - 5 0 5 0

4. 契約適用法令：会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的・内容

本件は、遠賀川流域内の住民に対し、流域治水の取り組みや重要性を認識してもらい、更には自分事化として捉えてもらうためにシンポジウム採録記事の新聞広告掲載を行うものである。

2) 契約に付する理由

①遠賀川流域内住民をはじめ福岡県内の住民に対し、有効的かつ広範な情報発信を行う必要がある。広域性及び確実性及び保存性を考慮すると有効な広報手段は新聞である。

②株式会社西日本新聞社は福岡県内における新聞発行部数のシェア率が第一位である西日本新聞の広告会社であり、福岡県内において広く周知するという本業務の目的を最も効果的かつ効率的に達成しうる機関である。

以上のことから、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、株式会社西日本新聞広告社と随意契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

遠賀川河川事務所 流域治水課長